

資料 5

提 供 年 月 日	平成 2 2 年 6 月 2 1 日
担 当 部 課	環境経済部 上下水道課
担 当 者	吉原 守
連絡先電話番号	077-589-6432

「井戸枯渇に係る訴訟について」

1. 概要

本市が平成 1 5 年 3 月に建設した上水道用の取水井（深井戸）の近隣において、生活用水の一部として井戸水を使用されていた A 氏が、平成 2 1 年 1 1 月 7 日に井戸水（浅井戸）が完全に枯渇したのは、野洲市が建設した上水道用取水井の過剰揚水が原因であるとして、大津簡易裁判所に井戸の修繕代金 400,000 円を求める少額訴訟を提起されたものであります。

2. 経過

平成 1 5 年 3 月	上水道用取水井 稼働
平成 2 0 年 9 月 2 3 日	A 氏より井戸枯渇の申し出
平成 2 1 年 1 1 月 7 日	A 氏より井戸枯渇の状況が説明された F A X が届く。
平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日	A 氏宅に、取水井建設時の近隣井戸への影響調査の結果や、最近の野洲川流域の地下水位の状況を説明しに伺うが納得されず。
平成 2 2 年 2 月 1 2 日	A 氏が井戸の修繕代金（400,000 円）を求める訴状を大津簡易裁判所に提出される。
平成 2 2 年 2 月 1 9 日	大津簡易裁判所より、A 氏が訴訟（少額訴訟）をされたことによる「口頭弁論期日呼出状」が送付される。（審理日は平成 2 2 年 3 月 1 8 日）
平成 2 2 年 3 月 2 日	今後の対応について顧問弁護士と協議し、取水井建設時の近隣井戸への影響調査の結果や最近の野洲川流域の地下水位の状況等から判断し、原告の請求を棄却する判決を求める答弁をする。
平成 2 2 年 3 月 1 8 日	大津簡易裁判所の審理において、本件については、因果関係を証することが困難な案件であることから少額訴訟での審理には適さず通常訴訟として審理する旨が述べられる（次回審理期日は平成 2 2 年 5 月 6 日）
平成 2 2 年 4 月 1 5 日	顧問弁護士より、原告の準備書面の写しが送付される。
平成 2 2 年 4 月 2 7 日	顧問弁護士、取水井調査業者と協議のうえ、反論の準備書面を大津簡易裁判所に提出する。
平成 2 2 年 5 月 6 日	大津簡易裁判所の審理において、本件については、因果関係を証することが困難な案件であり簡易裁判所での審理には適さないことから地方裁判所へ移送する旨が述べられる。
平成 2 2 年 5 月 2 7 日	顧問弁護士より次回審理日の連絡が入る。（次回審理日は平成 2 2 年 7 月 1 4 日（水））

3. 申し立ての要点

A 氏の井戸水が完全に枯渇したのは、本市が建設した上水道用取水井の過剰揚水が原因であるとして、大津簡易裁判所に井戸の修繕代金 400,000 円を求める少額訴訟を提起された

4. 市の考え方

本市が建設した上水道用取水井は深井戸であって取水層が異なること、建設時の試験結果からも因果関係は無く、本市の取水が原因と考えられません。

5. 今後の対応

顧問弁護士を代理人として対応してまいります。